

令和 7 年度

糸島市情報公開制度・個人情報保護制度
運用状況報告書

(個人情報保護制度に係る部分のみ抜粋)

令和 8 年 5 月

糸島市 経営戦略部 情報政策課

《 目 次 》

個人情報保護制度

I 個人情報保護制度

1 個人情報保護制度の背景	1 ～ 2
2 個人情報保護法	2 ～ 3
3 糸島市個人情報保護法施行条例	3 ～ 4
4 糸島市個人情報保護法施行細則	4

II 個人情報保護制度の事務の流れ

5 ～ 7

III 利用状況

8

IV 審査請求

9

V 個人情報ファイル簿の登録状況

10 ～ 11

VI 個人情報保護審査会

1 個人情報保護審査会委員名簿	12
2 個人情報保護審査会の開催状況	12

(資料)

令和7年度 保有個人情報開示等請求一覧	13
---------------------------	----

個人情報保護制度運用状況

I 個人情報保護制度

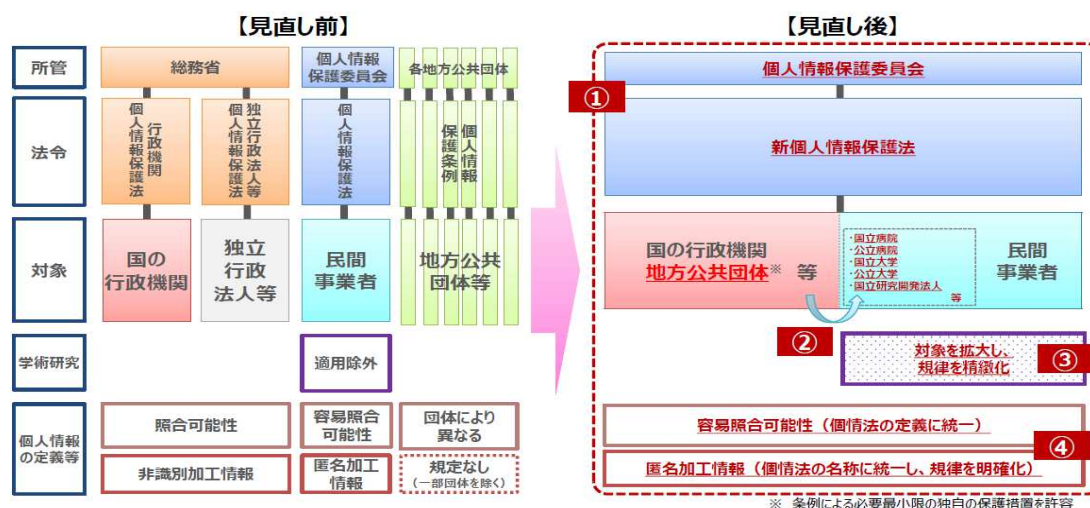
1 個人情報保護制度の背景

従来の個人情報保護制度では、主に民間事業者を対象とした「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」という。）、行政機関を対象とした「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（以下「行政機関個人情報保護法」という。）、独立行政法人等を対象とした「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）のほか、地方公共団体の個人情報保護制度については、それぞれの団体が定める「個人情報保護条例」によってルールが規定されていました。

社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請される中、それぞれの主体ごとに適用される法令等が異なることに起因する規制の不均衡や不整合によって、官民の枠を超えたデータ利活用の支障が生じる事例が各所で顕在化しつつありました。

このような不均衡や不整合を可能な限り是正するため、令和3年5月12日、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立し、上記3本の法律が個人情報保護法に統合され、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の個人情報保護法において全国的な共通ルールが規定されるとともに、全体の所管が個人情報保護委員会に一元化されることとなりました。

【個人情報保護制度の見直し前後比較】



- ①個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を個人情報保護法に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。

- ②医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③学術研究分野を含めた EU における GDPR（一般データ保護規則）十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、個人情報保護法の適用対象とした上で、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④個人情報の定義等を国・地方・民間で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。

2 個人情報保護法

個人情報保護法は、「個人情報」の適正な取扱いに関し、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする法律です。

個人情報保護法は、我が国の個人情報保護制度の「基本法」として基本理念、基本方針の策定や国等の責務等を定めるほか、民間事業者や行政機関等の個人情報の取扱いに関する「一般法」として民間部門及び公的部門における必要最小限の規律を定めたものです。また、個人情報保護委員会の設置根拠や民間部門及び公的部門に対する監視・監督権限についても定められています。

(1) 用語の説明

①個人情報

個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、氏名や生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます。

（「生存する個人に関する情報」であり「死者に関する情報」は法の対象外）

②個人識別符号

個人識別符号とは、その情報だけでも特定の個人を識別できる文字、番号、記号、符号等で、個人情報に該当します。個人識別符号は、政令や規則で列举されています。（パスポート番号、基礎年金番号、免許証番号、マイナンバー、保険証番号、DNA、顔、声紋、手指の静脈、指紋・掌紋 等）

③要配慮個人情報

要配慮個人情報は、個人情報のうち、不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように取扱いに配慮を要する情報として、個人情報保護法、政令及び規則に定められた情報です。（人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、その他政令・規則で定めるもの）

④保有個人情報

保有個人情報とは、行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報で、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているもののうち、個人情報保護法第 60 条第 1 項に定める文書（行政文書等）に記録されているものをいいます。

⑤個人情報ファイル

個人情報ファイルとは、保有個人情報を含む情報の集合体であって、以下のいずれかに当てはまるものです。

- ・電子計算機処理に係る個人情報ファイル

（一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したもの。）

- ・マニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイル

（一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの。）

⑥個人情報ファイル簿

市が保有する個人情報ファイルについて、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性を図り、利用目的ごとの保有個人情報を適正に管理するために、一定の事項を記載した帳簿である個人情報ファイル簿を作成し、公表しています。

（個人情報ファイル簿は、国の基準にあわせ、本人の数が1,000人未満のファイルは対象外としています。）

3 糸島市個人情報保護法施行条例

個人情報保護制度の統一的な運用に伴い、これまでの「糸島市個人情報保護条例」は廃止し、個人情報保護法を補完するものとして、糸島市個人情報保護法施行条例（以下「法施行条例」という。）を制定しています。（令和5年4月1日施行）

法施行条例は、国のガイドラインに基づき、以下の事項等について規定しています。

(1) 手数料

個人情報の開示請求等に係る手数料は、無料としています。ただし、写しの交付又は写しの送付による交付に要する費用については、実費を負担していただきます。（従来どおり）

(2) 不開示情報

糸島市情報公開条例との整合性を確保するため、「公開することにより、社会的差別につながるおそれのある情報」を不開示情報として規定しています。

(3) 開示決定等の期限

請求があった日から14日以内（延長する場合は30日以内）を期限としています。（国は、30日以内（延長する場合は60日以内）を期限としていますが、市では従来どおり14日以内としています。）

(4) 個人情報保護審査会の設置

開示請求等又は不作為の審査請求や特別な諮問に対応するため糸島市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置しています。

（個人情報保護委員会による解釈の一元化により、個別事案に関する審議は想定されないため、個人情報保護審議会は設置せず、審査会のみ設置しています。）

審査会の役割は以下のとおりです。

①審査請求についての審議

②実施機関から諮問された事項の審議

③市議会から諮問された事項の審議（上記①、②を市議会から諮問された場合）

※審査会は、有識者や市民代表で構成された第三者機関です。

（5）運用状況の公表

市長は、毎年1回、条例の運用状況について、規則で定めるところにより一般に公表します。（広報に掲載）

（6）罰則

審査会の委員が職務上知り得た秘密を漏らした場合の罰則を規定しています。

4 糸島市個人情報保護法施行細則

個人情報保護法及び法施行条例の運用に必要な事項を規定しています。

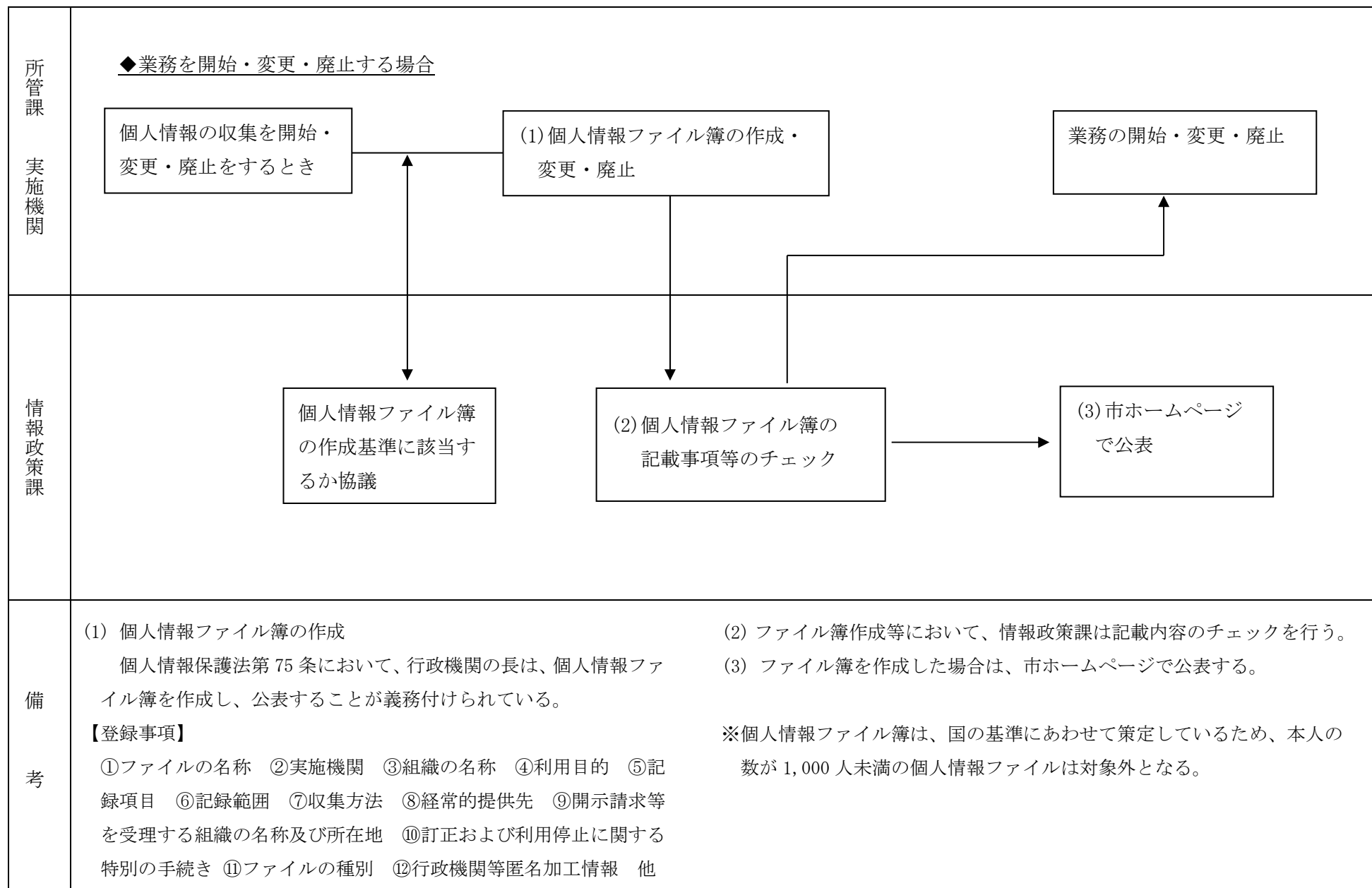
- ・総括保護管理者、保護管理者、保護担当者
- ・委託契約書の記載事項
- ・各種様式
- ・電磁的記録の開示方法
- ・費用の納付時期及び納付方法
- ・個人情報保護審査会の庶務、運営
- ・個人情報ファイル簿、個人情報保護制度の運用状況の公表

※個人情報保護法関連の資料は、個人情報保護委員会が公表しています。

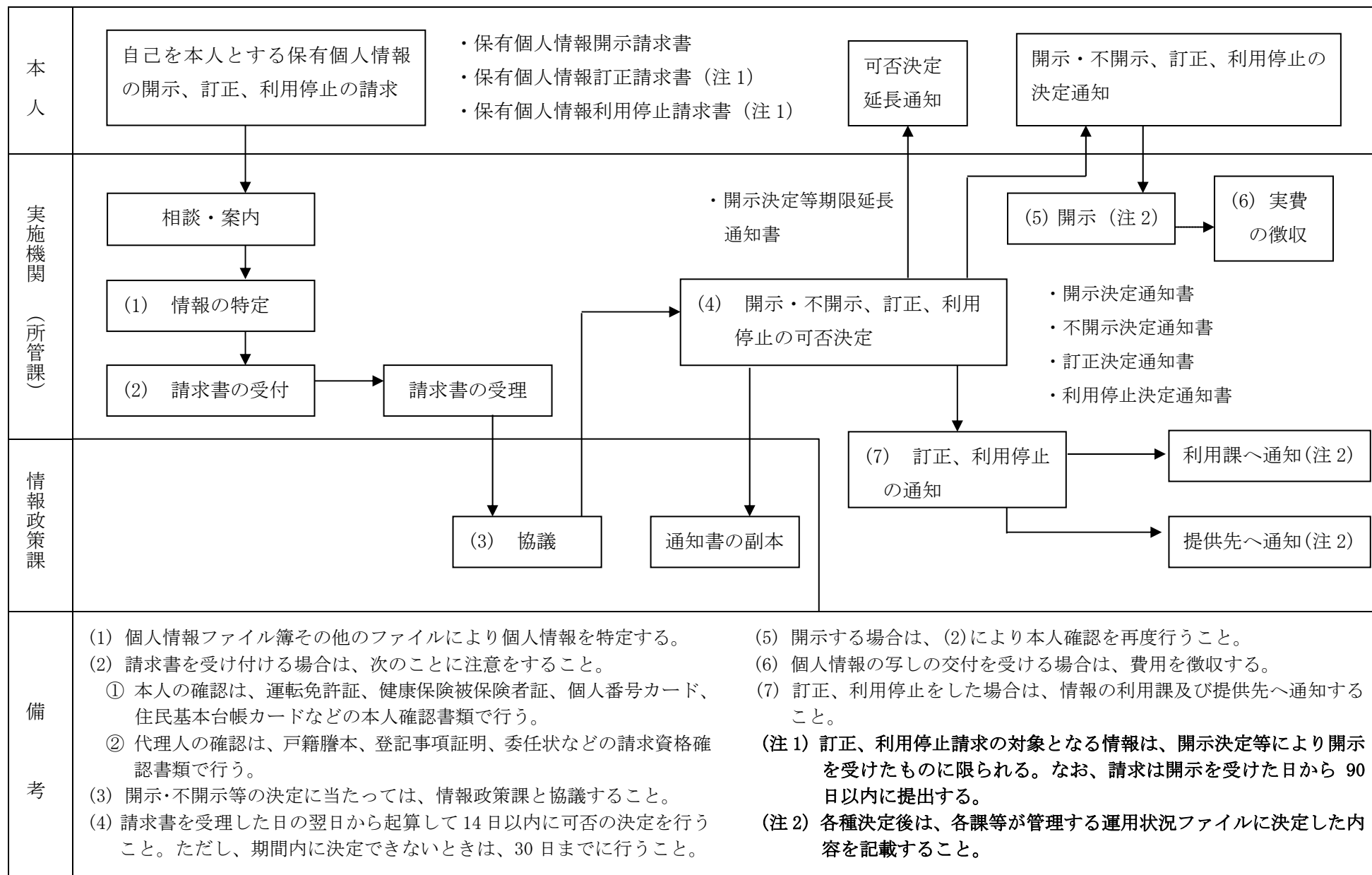
- ・個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）
- ・個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）

Ⅱ 個人情報保護制度の事務の流れ

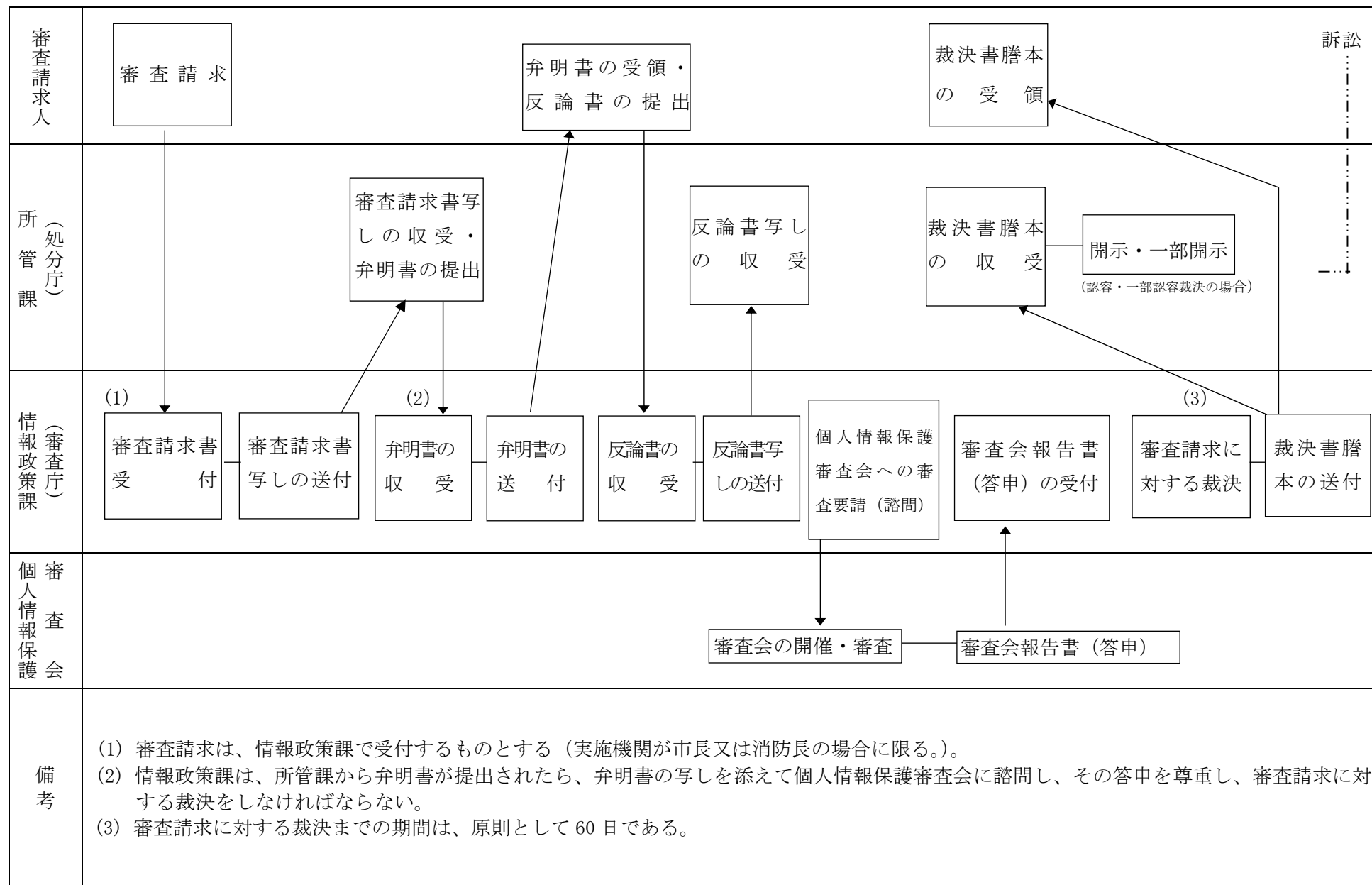
1 個人情報ファイル簿の作成及び公表



2 開示請求、訂正請求、利用停止請求



3 審査請求



Ⅲ 利用状況

令和7年度の利用状況は、開示の請求が12件あり、その処理状況は、開示3件、一部開示8件、不開示1件でした。(表1)

なお、訂正、利用停止の請求はありませんでした。

表1：令和7年度の利用状況

年度	請求区分	請求件数	処理状況				
			開示	一部開示	不開示	裁量的開示	取下げ
令和7年度	開示	12	3	8	1	0	0

表1中、不開示又は一部開示となった事例の理由別内訳は、次のとおりです。(表2)

表2：不開示又は一部開示となった事例の理由

不開示理由	令和7年度	主な内容
不開示情報に該当	7	開示請求者以外の個人に関する情報、事務又は事業に関する情報
保有個人情報の不存在	2	
法の適用除外	0	
存否応答拒否	0	
その他	0	
合 計	9	

※1件の開示決定等で、一部を不開示、一部を不存在とした複数該当事例あり。

令和2年度からの開示請求件数及び開示申出件数は、次のとおりです。(表3)

(令和5年度から新制度での運用)

表3：年度ごとの開示請求件数及び開示申出件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
開示請求	15	16	21	10	18	12
開示申出	0	0	1			
合計	15	16	22	10	18	12

※旧糸島市個人情報保護条例では、合併前(旧市町)の情報の開示請求を申出として分類。

IV 審査請求

請求者は、実施機関の決定について不服があるときは、行政不服審査法の規定に基づき実施機関に対して審査請求をすることができます。この審査請求は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内にしなければなりません。

また、実施機関が決定期限までに決定をしなかったときも審査請求ができます。

なお、令和7年度の審査請求はありませんでした。

V 個人情報ファイル簿の登録状況

(R8. 3. 31現在)

部等名	課 名	登録ファイル数	要配慮個人情報を含むファイル数	特定個人情報を 含むファイル数	特定個人情報＋ 要配慮個人情報を含む ファイル数
総務部	総務課	1	0	0	0
	危機管理課	11	1	0	0
	公共施設管理課	0	0	0	0
	小 計	12	1	0	0
経営戦略部	企画秘書課	30	0	0	0
	情報政策課	4	0	0	0
	財政課	0	0	0	0
	契約検査課	0	0	0	0
	小 計	34	0	0	0
地域振興部	コミュニティ推進課	17	0	1	0
	生涯学習課	13	0	0	0
	文化課	4	0	0	0
	人権・男女共同 参画推進課	0	0	0	0
	小 計	34	0	1	0
市民部	市民課	18	2	2	0
	税務課	24	2	7	0
	収税課	6	0	0	0
	国保年金課	10	0	5	0
	小 計	58	4	14	0
生活環境部	環境政策課	3	1	0	0
	環境施設課	0	0	0	0
	業務課	11	0	0	0
	水道課	1	0	0	0
	下水道課	9	0	0	0
	小 計	24	1	0	0
健康福祉部	健康づくり課	9	1	2	0
	介護・高齢者支援課	13	0	7	0
	地域福祉課	24	17	13	13
	福祉保護課	12	4	0	0
	小 計	58	22	22	13
建設都市部	都市計画課	3	0	0	0
	都市施設課	0	0	0	0
	建設課	7	0	0	0
	小 計	10	0	0	0

部等名	課 名	登録ファイル数	要配慮個人情報を含むファイル数	特定個人情報を 含むファイル数	特定個人情報＋ 要配慮個人情報を含む ファイル数
農林水産部	農業振興課	3	0	0	0
	農地政策課	0	0	0	0
	水産林務課	0	0	0	0
	小 計	3	0	0	0
経済振興部	ブランド政策課	0	0	0	0
	学研都市づくり課	0	0	0	0
	商工振興課	1	0	0	0
	小 計	1	0	0	0
子ども教育部	子ども課	12	7	9	6
	子育て支援課	11	2	0	0
	教育総務課	1	0	0	0
	学校教育課	18	5	3	1
	小 計	42	14	12	7
監査委員	監査事務局	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0
会計管理者	会計課	6	0	2	0
	小 計	6	0	2	0
消防本部	消防総務課	0	0	0	0
	予防課	2	0	0	0
	警防課	0	0	0	0
	救急課	2	0	0	0
	通信指令課	1	1	0	0
	警備課	1	1	0	0
	小 計	6	2	0	0
合 計		288	44	51	20

VI 個人情報保護審査会

1 個人情報保護審査会委員名簿

(50音順 敬称略)

氏 名	職 名 等	備 考	任期
池田 宏子	大学講師	会長（再任）	令和6年1月1日～令和7年12月31日
井上 亜紀	大学教授	（新任）	令和6年4月1日～令和7年12月31日
井上 正義	弁護士	（再任）	令和6年1月1日～令和7年12月31日
林 種基	市民代表	副会長（再任）	令和6年1月1日～令和7年12月31日
平野 千代	市民代表	（再任）	令和6年1月1日～令和7年12月31日

(50音順 敬称略)

氏 名	職 名 等	備 考	任期
池田 宏子	大学講師	（再任）	令和8年1月1日～令和9年12月31日
井上 亜紀	大学教授	（再任）	令和8年1月1日～令和9年12月31日
尾畠 弘典	弁護士	（新任）	令和8年1月1日～令和9年12月31日
林 種基	市民代表	（再任）	令和8年1月1日～令和9年12月31日
平野 千代	市民代表	（再任）	令和8年1月1日～令和9年12月31日

※令和8年1月1日以降に審査会が開催されていないため会長、副会長は未定

2 個人情報保護審査会の開催状況

回	開催年月日	主な内容
第1回	R7. 5. 30	令和6年度個人情報保護制度運用状況報告

個人情報保護制度運用状況 資料

令和7年度 保有個人情報開示等請求一覧

番号	請求年月日	請求区分	業務名	請求の内容	公文書の件名	決定内容	所管課	決定日	開示日	備 考
1	令和7年4月21日	開示	火災調査及びその他の災害の被害調査に関する業務	火災原因調査報告書のうち、請求者の占有する部分に関する火災原因判定書、見分調書、質問調書、現場写真の開示	火災原因判定書、見分調書、質問調書、現場写真	一部開示	警備課	4月25日	4月28日	請求者以外の個人情報(2号)
2	令和7年7月31日	開示	環境美化及び環境保全に関する業務	請求者が令和7年度に環境政策課に宛てて送信した電子メール及びその電子メールに対する市の対応内容が分かるものの開示	請求者が令和7年度に環境政策課に宛てて送信した電子メールの写し	一部開示	環境政策課	8月7日	8月7日	文書不存在
3	令和7年10月24日	開示	消費者行政及び消費生活相談に関する業務	請求者の消費生活相談情報の開示	消費生活相談情報の記録	一部開示	商工振興課	11月6日	11月6日	請求者以外の個人情報(2号)
4	令和7年11月7日	開示	戸籍に関する業務	改正原戸籍謄本、附票の写しの開示	改正原戸籍謄本、附票に係る交付申請書	一部開示	市民課	11月20日	11月20日	請求者以外の個人情報(2号)
5	令和7年11月10日	開示	住民基本台帳に関する業務 戸籍に関する業務	住民票、戸籍謄本、戸籍の附票に係る交付申請書の開示	住民票、戸籍謄本、戸籍の附票に係る交付申請書	開示	市民課	11月25日	11月25日	
6	令和7年12月18日	開示	火災調査及びその他の災害の被害調査に関する業務	火災原因調査報告書のうち、請求者の占有する部分に関する火災原因判定書、見分調書、質問調書、現場写真、り災届、動産損害算定書の開示	火災原因判定書、見分調書、質問調書、現場写真、り災届、動産損害算定書	一部開示	警備課	12月26日	12月26日	請求者以外の個人情報(2号)
7	令和7年12月24日	開示	国民健康保険事業の給付に関する業務	申請日から過去5年間分の診療報酬明細書の開示	診療報酬明細書	開示	国保年金課	1月5日	1月7日	
8	令和8年1月19日	開示	住民基本台帳に関する業務 戸籍に関する業務	保存年限期間中の印鑑登録、住民票、戸籍に係る証明書の交付申請書の開示	印鑑登録、住民票、戸籍に係る交付申請書	開示	市民課	1月29日	1月29日	
9	令和8年1月23日	開示	女性相談業務	女性相談の記録の開示	女性相談記録表	一部開示	人権・男女共同参画推進課	2月18日	2月19日	請求者以外の個人情報(2号)
10	令和8年1月27日	開示	女性相談業務	女性相談の記録の開示	女性相談記録表	一部開示	人権・男女共同参画推進課	2月26日	2月26日	請求者以外の個人情報(2号) 事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報(7号)
11	令和8年2月20日	開示	住民基本台帳に関する業務 戸籍に関する業務	発行日が令和8年1月から2月20日までの、住民票、戸籍謄本、戸籍の附票に係る交付申請書の開示	住民票、戸籍謄本に係る交付申請書	不開示	市民課	3月4日	3月4日	文書不存在
12	令和8年3月10日	開示	生活保護に関する業務	ケース記録の開示	ケース記録(請求者との交渉履歴等請求者に関する記録)	一部開示	福祉保護課	3月12日	3月20日	請求者以外の個人情報(2号)

※請求年月日の下段の()書きは、郵送請求等で請求日と受理日が異なる場合の受理日